

平成 25 年度

市税概要



笑顔でつなぐ躍動のまち、さかど

坂戸市

目 次

1.	税務行政機構等	1
(1)	税務機構及び事務分掌	2
2.	市民税	3
(1)	個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移	4
(2)	市民税納税義務者数の推移	4
(3)	個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕	5
(4)	平成25年度個人市民税賦課状況	6
(5)	課税標準額段階別・所得別納税義務者数	7
(6)	年度別法人市民税納税義務者数及び調定額	8
(7)	年度別法人市民税均等割納税義務者数	9
(8)	産業別法人市民税集計表	10
3.	固定資産税	11
(1)	土地・家屋別納税義務者数の推移	12
(2)	償却資産納税義務者数の推移	12
(3)	固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕	13
(4)	固定資産税の決定価格等の内訳	14
(5)	償却資産の決定価格等の内訳	14
(6)	都市計画税納税義務者数の推移	15
(7)	都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕	15
(8)	都市計画税の決定価格等の内訳	15
(9)	土地・地目別集計表	16
(10)	木造家屋・種類別集計表	16

(11) 木造以外家屋・種類別集計表	17
(12) 新增築家屋棟数の推移	17
(13) 減少分家屋棟数の推移	17
(14) 国有資産等所在市町村交付金	18
(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧	18
4. 諸 税	19
(1) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移	20
(2) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移 (グラフ)	21
(3) 市たばこ税調定額及び売渡本数の推移	22
5. 徴 収	23
(1) 年度別市税決算額	24
(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移	25
(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移	26
(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表	27
(5) 国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表	28
(6) 口座振替利用状況	29
(7) コンビニ収納状況	30
(8) 年度別差押財産状況の内訳	30
(9) 督促状発付状況	31
6. その他	32
(1) 市税の税率及び納期等の一覧表	33・34

1. 稅務行政機構等

(1) 税務機構及び事務分掌

(平成25年7月1日現在)

部名	課名	担当名	課長	副課長	課長補佐	係長	担当	計	事務分掌	
総務部	課税課		1	1				2	課の総括	
		税制担当				1	2	3	1 税務事務の総合調整に関すること。 2 軽自動車税及び市たばこ税の賦課に関すること。 3 法人市民税の賦課に関すること。 4 個人市県民税の賦課に関すること。 5 土地に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 6 特別土地保有税及び国有資産等所在市町村交付金に関すること。 7 家屋に関する固定資産税、都市計画税及び償却資産に係る固定資産税の賦課に関すること。 8 税の諸証明の発行に関すること。	
		市民税担当			1	2	7	10		
		土地担当						4		4
		家屋担当				1	1	5		7
		計	1	1	2	4	18	26		
	納税課			1	1				2	課の総括
		管理担当				1	1	2	4	1 市税(国民健康保険税を含む。以下同じ。)の収納管理に関すること。 2 市税の過誤納金の還付に関すること。 3 市税の口座振替に関すること。 4 市税の督促に関すること。 5 納税証明に関すること。 6 納税の奨励及び徴収対策に関すること。 7 市税の滞納者に対する徴収及び滞納整理に関すること。 8 差押財産等の換価に関すること。 9 納税相談に関すること。
		徴収第1担当				1	2	1	4	
		徴収第2担当				1	2	1	4	
		徴収第3担当				1	2	1	4	
		特別整理担当					2	2	4	
	計	1	1	4	9	7	22			
	総計		2	2	6	13	25	48		

2. 市 民 税

(1) 個人市民税賦課期日現在の人口及び世帯数の推移

各1月1日現在

年度		21	22	23	24	25
区分						
人口	男	50,527	50,842	50,887	50,928	50,746
	女	50,107	50,398	50,367	50,361	50,272
	計	100,634	101,240	101,254	101,289	101,018
世帯数		41,297	41,853	42,201	42,582	42,482

(2) 市民税納税義務者数の推移

(各年度7月1日現在)

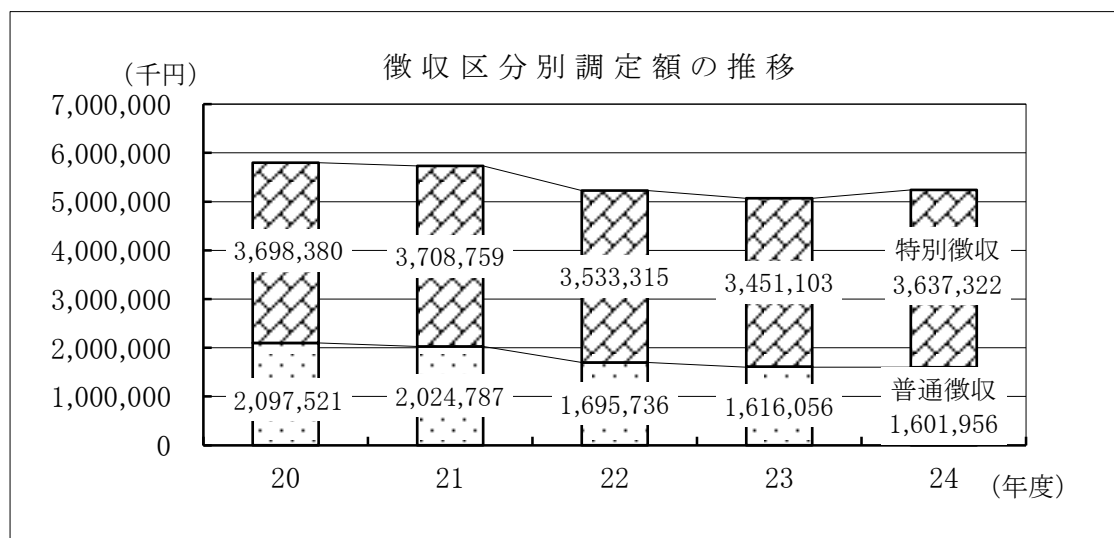
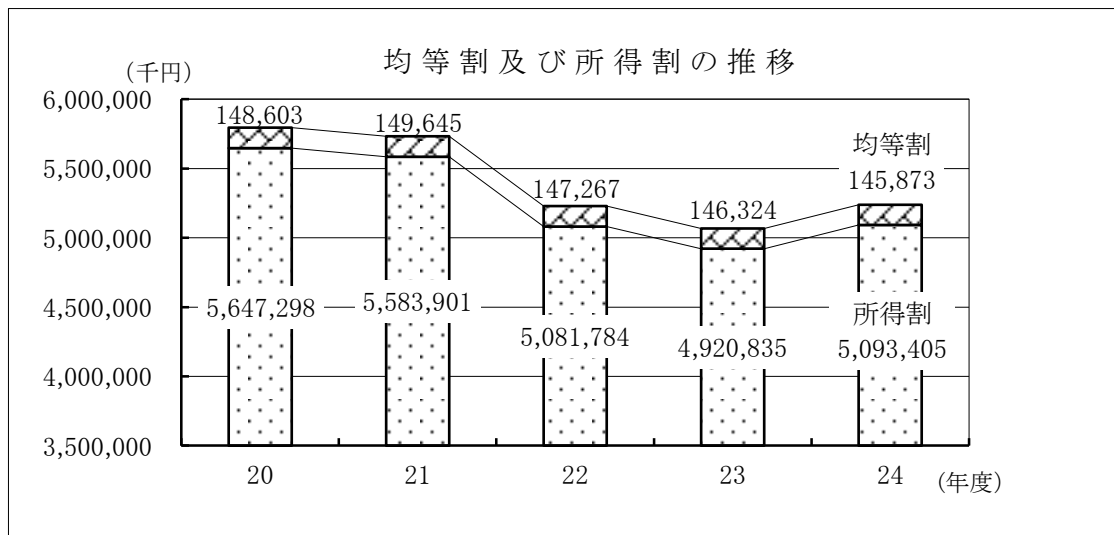
年度		21	22	23	24	25
区分						
個人	均等割+所得割	45,209	44,337	44,102	44,110	44,466
	均等割のみ	3,818	4,200	4,140	4,080	4,149
	計	49,027	48,537	48,242	48,190	48,615
法人	地方税法第312条第1項に該当					
	第9号	15	17	15	15	13
	第8号	2	2	3	3	4
	第7号	99	101	98	99	99
	第6号	19	20	19	19	18
	第5号	73	66	69	69	75
	第4号	31	25	24	24	26
	第3号	265	272	265	265	256
	第2号	15	15	18	18	15
	第1号	1,525	1,513	1,497	1,498	1,493
計	2,044	2,031	2,008	2,010	1,999	

※第1号～第9号法人についての説明は、9ページを参照してください。

(3) 個人市民税調定額の推移〔現年課税分〕

(各3月31日現在 単位:千円)

年度		20	21	22	23	24
区分						
普通徴収	均等割	75,318	68,684	58,054	56,861	54,880
	所得割	2,022,203	1,956,103	1,637,682	1,559,195	1,547,076
	小計	2,097,521	2,024,787	1,695,736	1,616,056	1,601,956
特別徴収	均等割	73,285	80,961	89,213	89,463	90,993
	所得割	3,625,095	3,627,798	3,444,102	3,361,640	3,546,329
	小計	3,698,380	3,708,759	3,533,315	3,451,103	3,637,322
調定額	均等割	148,603	149,645	147,267	146,324	145,873
	所得割	5,647,298	5,583,901	5,081,784	4,920,835	5,093,405
	合計	5,795,901	5,733,546	5,229,051	5,067,159	5,239,278

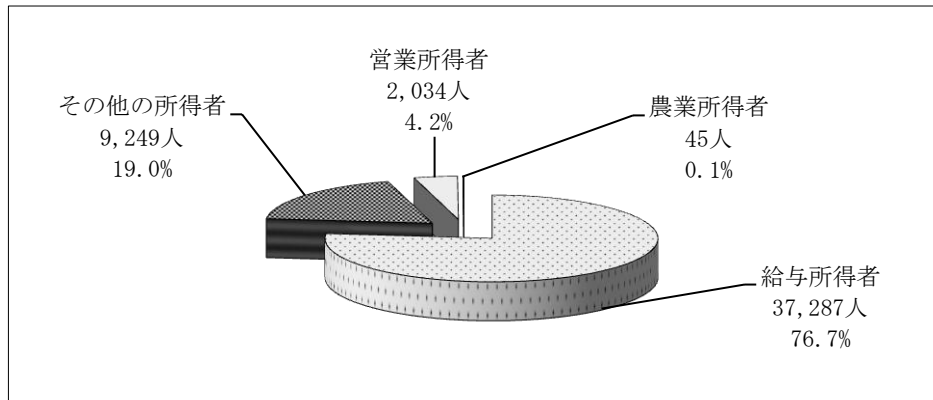


(4) 平成25年度 個人市民税賦課状況

(平成25年7月1日現在)

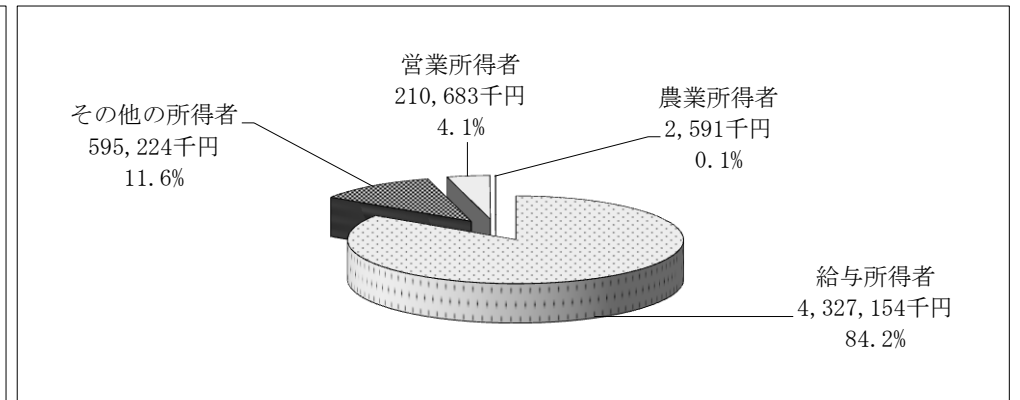
区分 所得者区分	均等割のみを納める者		均等割と所得割を納める者			合計		納税義務者 1人当たり 平均税額 G/F (千円)	税額 構成比 (%)
	納税義務者	均等割額	納税義務者	均等割額	所得割額	納税義務者 (A+C) F (人)	税額 (B+D+E) G (千円)		
	A (人)	B (千円)	C (人)	D (千円)	E (千円)	(人)	(千円)		
給与所得者	2,237	6,711	35,050	105,150	4,215,293	37,287	4,327,154	116	84.2
営業所得者	274	822	1,760	5,280	204,581	2,034	210,683	104	4.1
農業所得者	15	45	30	90	2,456	45	2,591	58	0.1
その他の所得者	1,623	4,869	7,626	22,878	567,477	9,249	595,224	64	11.6
計	4,149	12,447	44,466	133,398	4,989,807	48,615	5,135,652	106	100.0

・所得別納税義務者の構成比



納税義務者合計 48,615人

・所得別市民税額の構成比



市民税総額 5,135,652千円

(5) 課税標準額段階別・所得別納税義務者数

(平成25年7月1日現在)

課税標準額 の段階	区分 給与所得 (人)	営業所得 (人)	農業所得 (人)	その他の所得 (人)	分離譲渡所得 (人)	合計 (人)
1千円を超え 10万円以下	1,179	104	2	396	87	1,768
10万円を超え 100万円以下	9,588	702	15	4,368	40	14,713
100万円を超え 200万円以下	10,902	427	5	1,791	51	13,176
200万円を超え 300万円以下	6,415	240	4	501	30	7,190
300万円を超え 400万円以下	3,327	112	0	154	17	3,610
400万円を超え 550万円以下	2,014	76	3	88	12	2,193
550万円を超え 700万円以下	740	21	1	45	11	818
700万円を超え 1千万円以下	465	21	0	46	5	537
1千万円超	347	51	0	49	14	461
合計	34,977	1,754	30	7,438	267	44,466

※ 「課税標準額」

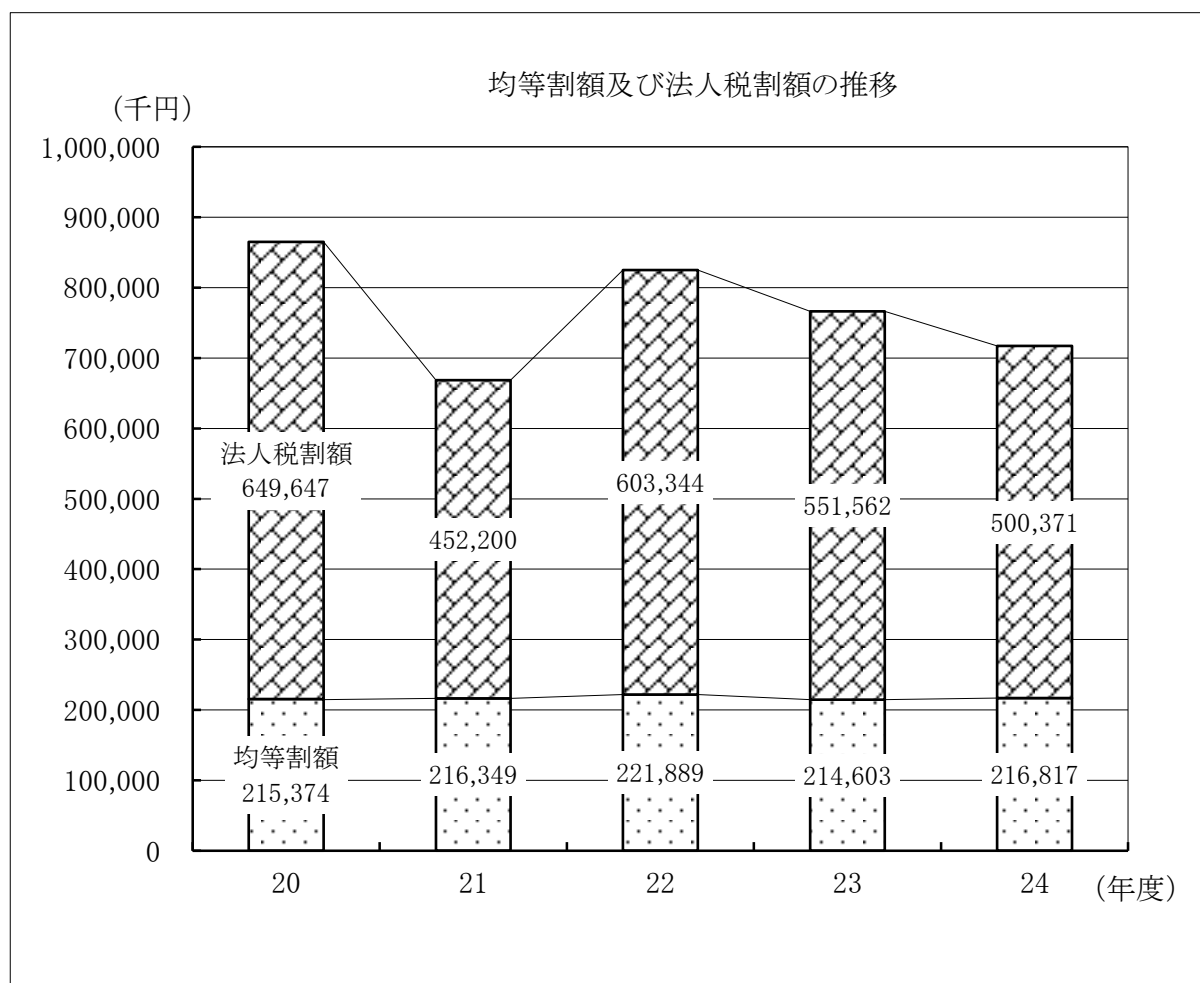
市民税の課税の基礎となる金額のことで、所得金額から所得控除額を差し引いた金額です。

※ この表の納税義務者数には、均等割額のみを納める方は含まれておりません。

(6) 年度別法人市民税納税義務者数及び調定額

(各年度3月31日現在)

区分		年度	20	21	22	23	24
均等割額	法人数 (社)		2,052	2,034	2,009	1,988	2,019
	調定額 (千円)		215,374	216,349	221,889	214,603	216,817
法人税割額	法人数 (社)		789	675	639	672	696
	調定額 (千円)		649,647	452,200	603,344	551,562	500,371
合計調定額 (千円)			865,021	668,549	825,233	766,165	717,188
合計税額の対前年比 (%)			83.6	77.3	123.4	92.8	93.6



(7) 年度別法人市民税均等割納税義務者数

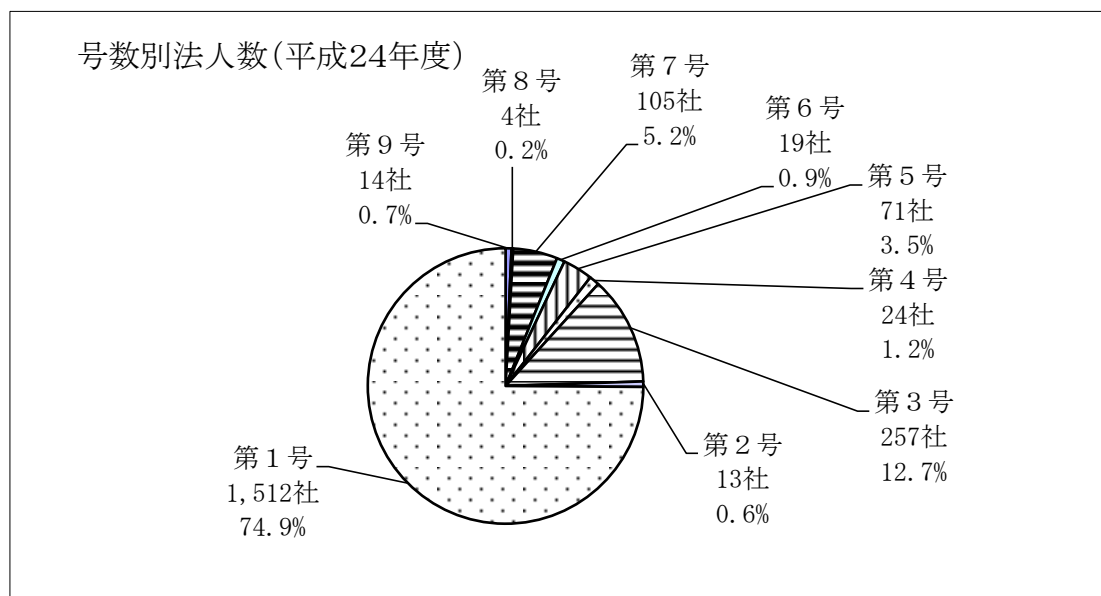
(各年度3月31日現在)

年度 区分	20	21	22	23	24
第9号	14社	16社	17社	12社	14社
第8号	3社	1社	2社	5社	4社
第7号	114社	109社	104社	108社	105社
第6号	19社	19社	21社	19社	19社
第5号	74社	69社	72社	71社	71社
第4号	33社	25社	26社	23社	24社
第3号	267社	271社	271社	258社	257社
第2号	13社	15社	16社	15社	13社
第1号	1,515社	1,509社	1,480社	1,477社	1,512社
合計	2,052社	2,034社	2,009社	1,988社	2,019社

※ 4ページの法人数とは基準日が違うので異なります。

※ 第1号～第9号法人とは地方税法第312条並びに坂戸市税条例第31条第2項に規定する、以下の区分の法人です。

号数	資本金等の額	市内従業者数
第9号	50億円超	50人超
第8号	10億円を超え50億円以下	50人超
第7号	10億円超	50人以下
第6号	1億円を超え10億円以下	50人超
第5号	1億円を超え10億円以下	50人以下
第4号	1千万円を超え1億円以下	50人超
第3号	1千万円を超え1億円以下	50人以下
第2号	1千万円以下	50人超
第1号	上記以外	50人以下



(8) 産業別法人市民税集計表

(各年度3月31日現在)

	23年度	24年度	前年比
第1次産業	250,000円	312,800円	125.1%
農業	250,000円	312,800円	125.1%
林業	0円	0円	0.0%
漁業	0円	0円	0.0%
第2次産業	345,006,500円	263,874,400円	76.5%
鉱業	0円	0円	0.0%
建設業	39,343,700円	34,922,600円	88.8%
製造業	305,662,800円	228,951,800円	74.9%
第3次産業	420,908,500円	453,001,200円	107.6%
卸・小売業	189,526,200円	174,341,500円	92.0%
飲食業	14,816,500円	14,667,100円	99.0%
金融・保険業	45,616,600円	67,828,700円	148.7%
不動産業	27,515,700円	37,170,500円	135.1%
運輸・通信業	31,286,800円	41,308,200円	132.0%
電気・ガス・水道業	7,442,900円	13,743,100円	184.6%
サービス業	103,607,700円	102,938,800円	99.4%
その他	1,096,100円	1,003,300円	91.5%
計	766,165,000円	717,188,400円	93.6%

3. 固 定 資 產 稅

(1) 土地・家屋別納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

区分		年度				
		21	22	23	24	25
個人	土地	23,604	24,008	24,390	24,592	24,824
	家屋	27,285	27,971	28,368	28,663	29,007
法人	土地	772	775	770	761	765
	家屋	713	709	715	713	716
合計	土地	24,376	24,783	25,160	25,353	25,589
	家屋	27,998	28,680	29,083	29,376	29,723

(2) 償却資産納税義務者数の推移

(各年度5月1日現在 単位:人)

区分		年度				
		21	22	23	24	25
免税点以上	個人	30	42	97	119	133
	法人	675	659	671	666	673
	計	705	701	768	785	806
免税点未満	個人	191	196	210	218	227
	法人	870	868	859	847	844
	計	1,061	1,064	1,069	1,065	1,071
合計	個人	221	238	307	337	360
	法人	1,545	1,527	1,530	1,513	1,517
	計	1,766	1,765	1,837	1,850	1,877

※ 「償却資産」

工場や商店等を経営する個人や法人が、その事業のために用いる機械・器具・備品等のこと。

※ 「免税点」

固定資産税が課税されない基準となる課税標準額の上限。

(同一人単位:土地30万円、家屋20万円、償却資産150万円)

(3) 固定資産税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

年度		21	22	23	24	25
区分						
固定資産税	土地	2,493,120	2,431,798	2,386,804	2,300,297	2,273,181
	家屋	2,418,719	2,517,813	2,598,818	2,364,237	2,426,496
	償却資産	1,055,266	999,365	965,520	649,533	868,008
	小計	5,967,105	5,948,976	5,951,142	5,314,067	5,567,685
交付金及び納付金		10,463	10,121	10,121	9,168	7,475
合計		5,977,568	5,959,097	5,961,263	5,323,235	5,575,160

※ 「調定額」

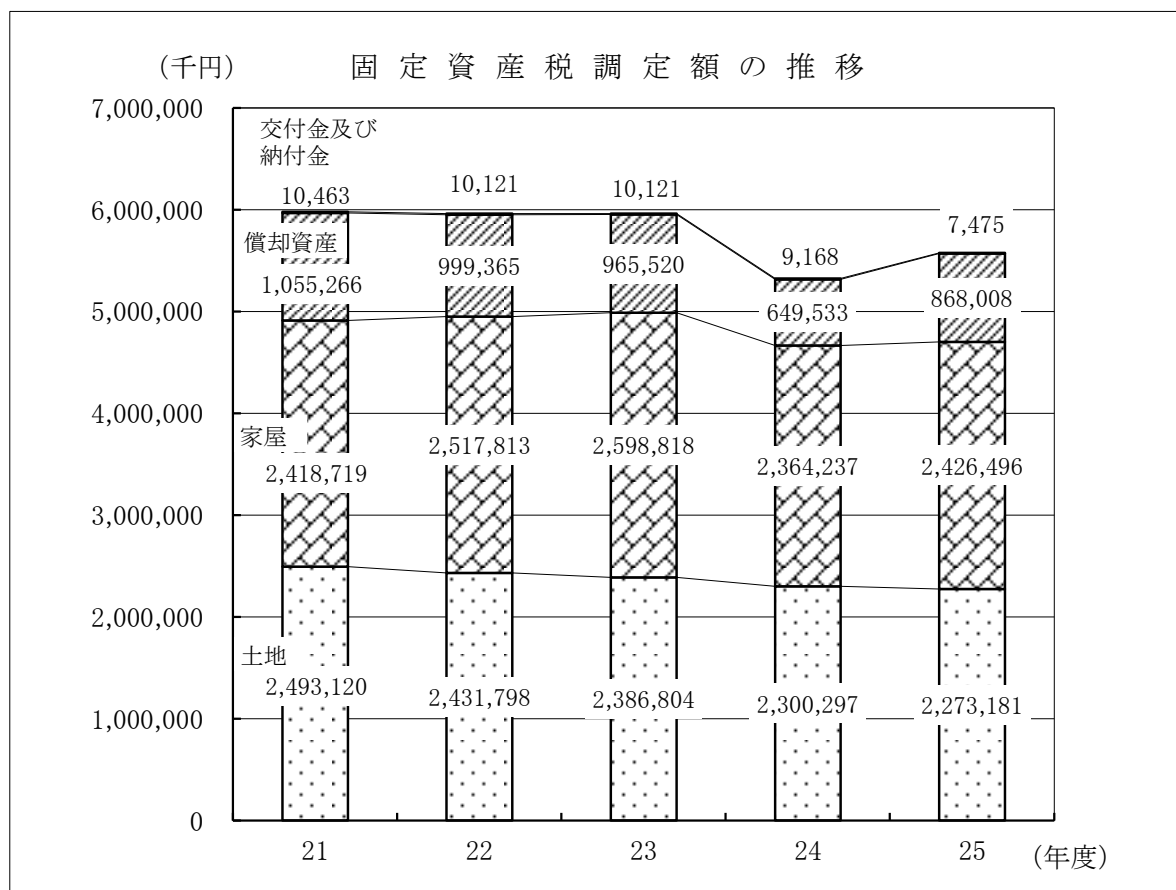
税収入の見込額。

※ 「交付金」

17ページの(14)「国有資産等所在市町村交付金」を参照してください。

※ 「納付金」

日本郵政公社所有の事業用資産に対して市町村に納付されたのもの
(平成16年度から19年度まで)



(4) 固定資産税の決定価格等の内訳

(平成25年5月1日現在 単位:千円)

区 分		納 税 義務者数 (人)	筆数又 は棟数	地積又は 床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格 の構成比 (%)
免税点以上	土 地	25,589	76,573	26,807,689	459,655,275	65.0
	家 屋	29,723	33,003	5,210,107	181,313,491	25.7
	償却資産	806	-	-	64,115,270	9.1
	市評価分	792	-	-	36,510,231	5.2
	国・県配分	14	-	-	27,605,039	3.9
	小 計	56,118	109,576	32,017,796	705,084,036	99.8
免税点未満	土 地	2,414	3,683	1,462,473	960,848	0.1
	家 屋	627	766	34,354	54,803	0.0
	償却資産	1,071	-	-	407,236	0.1
	市評価分	1,069	-	-	406,870	0.1
	国・県配分	2	-	-	366	0.0
	小 計	4,112	4,449	1,496,827	1,422,887	0.2
合 計		60,230	114,025	33,514,623	706,506,923	100.0

※「決定価格」

固定資産税を課税するために決定した価格。固定資産税評価額。

※「償却資産 市評価分」

償却資産のうち、納税義務者の申告に基づき、市が評価したもの。

※「償却資産 国・県配分」

償却資産のうち、地方税法第389条第1項の規定により、総務大臣もしくは県知事が指定し、総務省令に基づき、市に配分したもの。

(5) 償却資産の決定価格等の内訳

(平成25年5月1日現在 単位:千円)

種 類	区 分	決定価格	課税標準額	
				うち公益事業等 特例分
市評価分	構 築 物	8,376,390	8,326,077	23,593
	機 械 及 び 装 置	21,648,533	20,998,190	619,982
	車 両 及 び 運 搬 具	89,933	89,933	0
	工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	6,395,375	6,395,014	721
	小 計	36,510,231	35,809,214	644,296
国 ・ 県 配 分		27,605,039	26,213,207	0
合 計		64,115,270	62,022,421	644,296

(6) 都市計画税納税義務者数の推移

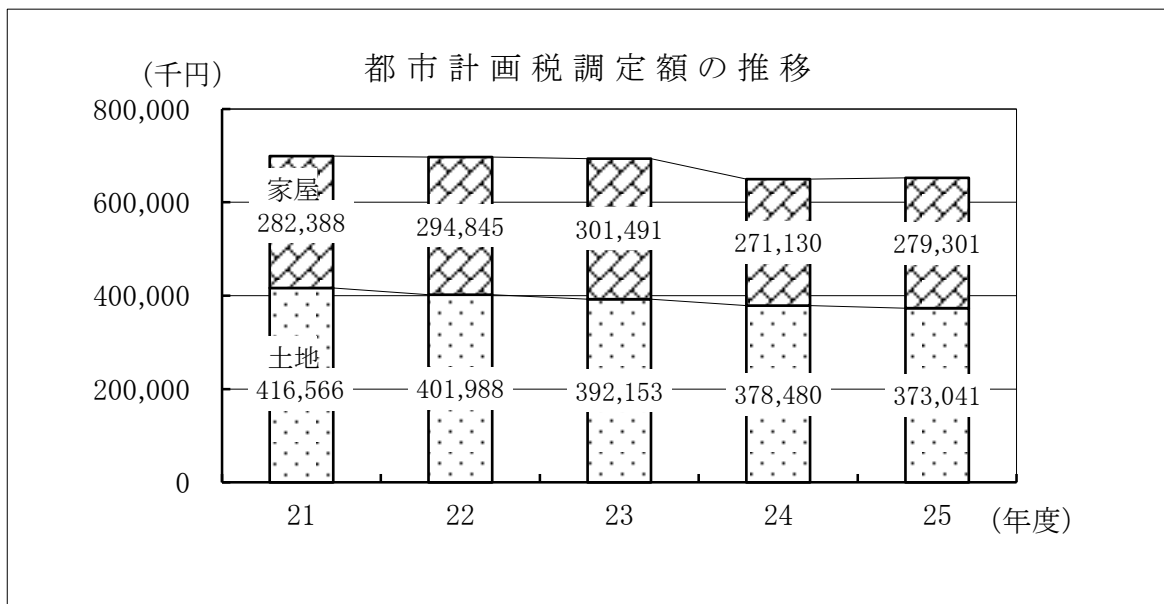
(各年度5月1日現在 単位:人)

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
個人	37,621	38,357	38,723	39,020	39,370
法人	1,034	1,028	1,024	1,015	1,013
合計	38,655	39,385	39,747	40,035	40,383

(7) 都市計画税調定額の推移〔現年課税分〕

(各年度5月1日現在 単位:千円)

区分 \ 年度	21	22	23	24	25
土地	416,566	401,988	392,153	378,480	373,041
家屋	282,388	294,845	301,491	271,130	279,301
合計	698,954	696,833	693,644	649,610	652,342



(8) 都市計画税の決定価格等の内訳

(平成25年5月1日現在 免税点以上)

区分	納税義務者数 (人)	筆数又は棟数	地積又は床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	決定価格の構成比 (%)
土地	18,521	28,664	6,822,000	384,447,742	73.3
家屋	21,862	20,728	3,700,255	140,084,099	26.7
合計	40,383	49,392	10,522,255	524,531,841	100.0

(9) 土地・地目別集計表

(平成25年5月1日現在 非課税免税点未満含む)

区 分		筆 数	地 積	決定価格
地 目		(筆)	(㎡)	(千円)
田		8,611	6,971,741	1,320,172
畑		10,970	6,605,009	13,693,845
宅 地	住 宅 用 地	47,270	8,189,524	309,916,742
	非 住 宅 用 地	2,844	1,973,599	73,255,639
	小 計	50,114	10,163,123	383,172,381
池	沼	74	59,348	35,176
山	林	1,706	1,260,758	1,129,367
原	野	1,474	692,706	44,041
雑	種 地	7,290	2,510,067	61,220,718
その他(公衆用道路等)		49,503	12,707,248	423
合 計		129,742	40,970,000	460,616,123

(10) 木造家屋・種類別集計表

(平成25年5月1日現在 非課税免税点未満含む)

区 分		棟 数	床面積	決定価格
地 目		(棟)	(㎡)	(千円)
住 宅	専 用	20,487	2,197,669	64,692,845
	共 同	644	133,948	3,404,885
	併 用	948	120,087	2,063,970
	小 計	22,079	2,451,704	70,161,700
農 家 住 宅		375	51,009	70,257
旅館・料亭・待合・ホテル		10	588	5,869
事務所・銀行・店舗		287	24,949	532,524
劇場・映画館・病院		24	3,507	129,276
工 場 ・ 倉 庫		249	20,209	145,426
土 蔵		532	11,244	39,551
附 属 家		2,629	118,294	514,255
合 計		26,185	2,681,504	71,598,858

(11) 木造以外家屋・種類別集計表

(平成25年5月1日現在 非課税・免税点未満含む)

種 類 \ 区 分	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)
事務所・銀行・店舗・百貨店	633	281,497	13,640,316
住宅・共同住宅	3,707	1,345,397	59,728,425
ホテル・病院	40	56,981	4,817,278
工場・倉庫・市場	1,407	724,770	27,934,636
その他	1,797	154,312	3,648,781
合 計	7,584	2,562,957	109,769,436

(12) 新增築家屋棟数の推移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

区分 \ 築年		21	22	23	24	25
木 造	新 築	516	507	467	410	326
	増 築	10	10	14	5	7
	小 計	526	517	481	415	333
木 造 以 外	新 築	123	109	96	106	222
	増 築	11	5	5	9	3
	小 計	134	114	101	115	225
合 計	新 築	639	616	563	516	548
	増 築	21	15	19	14	10
	計	660	631	582	530	558

(13) 減少分家屋棟数の推移

(各年度5月1日現在 単位:棟)

区分 \ 年度		21	22	23	24	25
木 造		224	216	205	207	230
木 造 以 外		96	52	43	75	47
合 計		320	268	248	282	277

(14) 国有資産等所在市町村交付金

(平成25年5月1日現在 単位:千円)

区分 所有者	固定資産の価格	算定標準額	調定額
財務省関東財務局	369,749	79,713	1,116
埼玉県都市整備部	1,046,319	315,935	4,423
埼玉県総務部	145,555	33,159	464
国土交通省 関東地方整備局	433,212	105,163	1,472
合計	1,994,835	533,970	7,475

※「国有資産等所在市町村交付金」

国や地方公共団体の所有する固定資産のうち、一般の固定資産と異ならないような状態で使用されているもの(宿舍等)について、固定資産税に準じて、国や地方公共団体から交付される交付金。

(15) 固定資産評価審査委員会委員一覧

(平成25年5月1日現在)

役職名	氏名	任期
委員長	山口昌孝	平成25年4月1日～平成27年3月19日
委員長職務代理者	鈴木曄	平成24年3月20日～平成27年3月19日
委員	本田実	平成24年3月20日～平成27年3月19日

※「固定資産評価審査委員会」

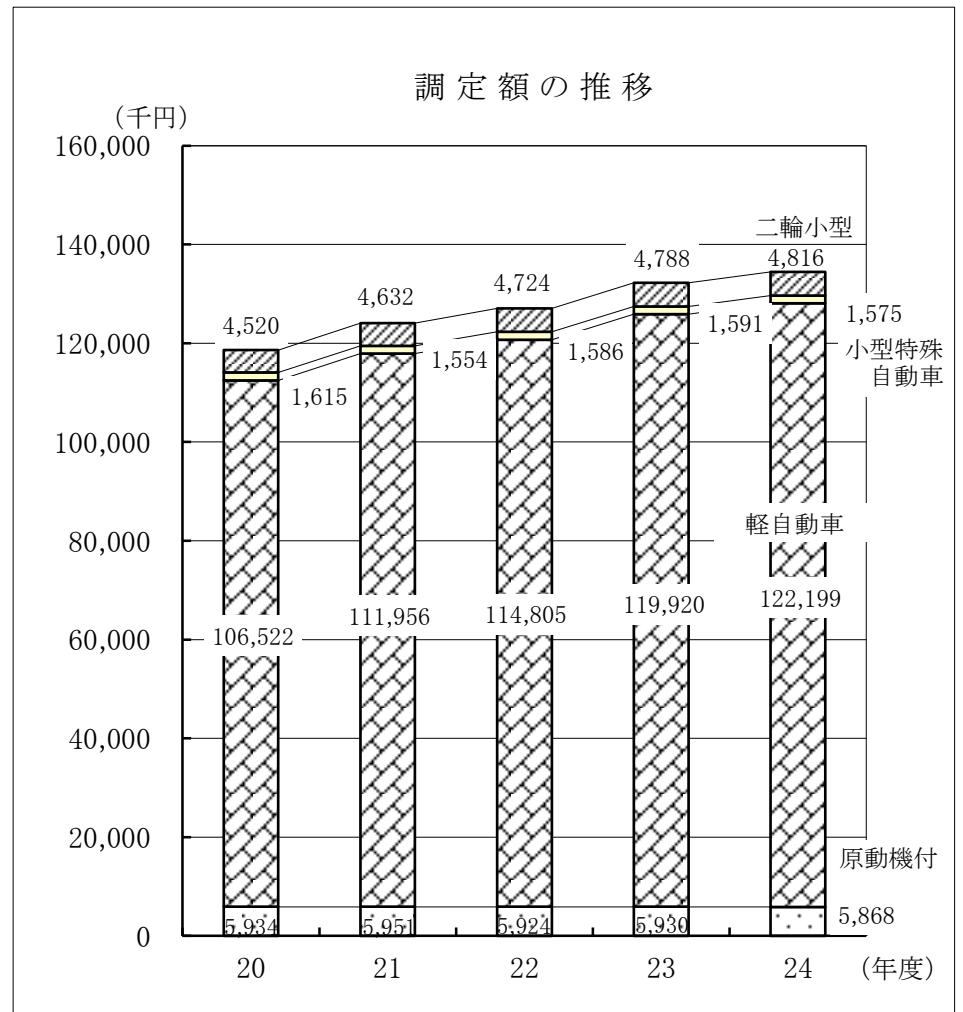
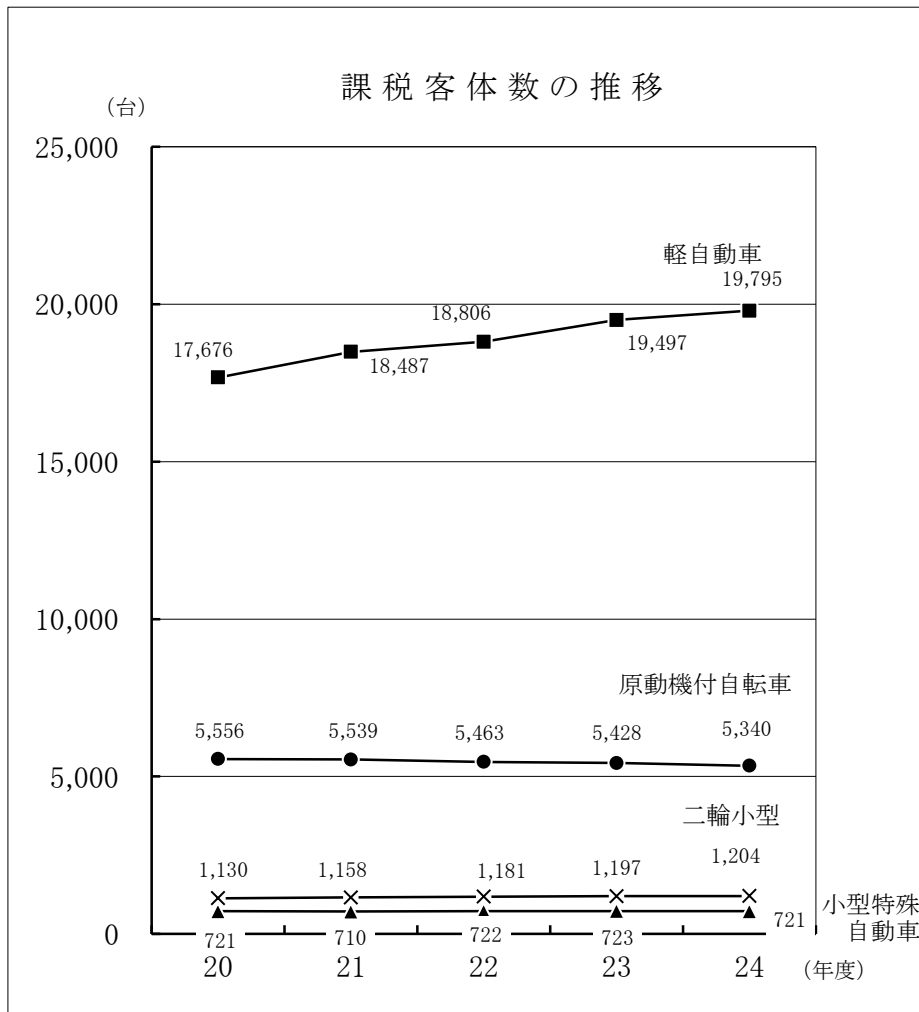
固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置されている委員会。

4. 諸 税

(1) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移

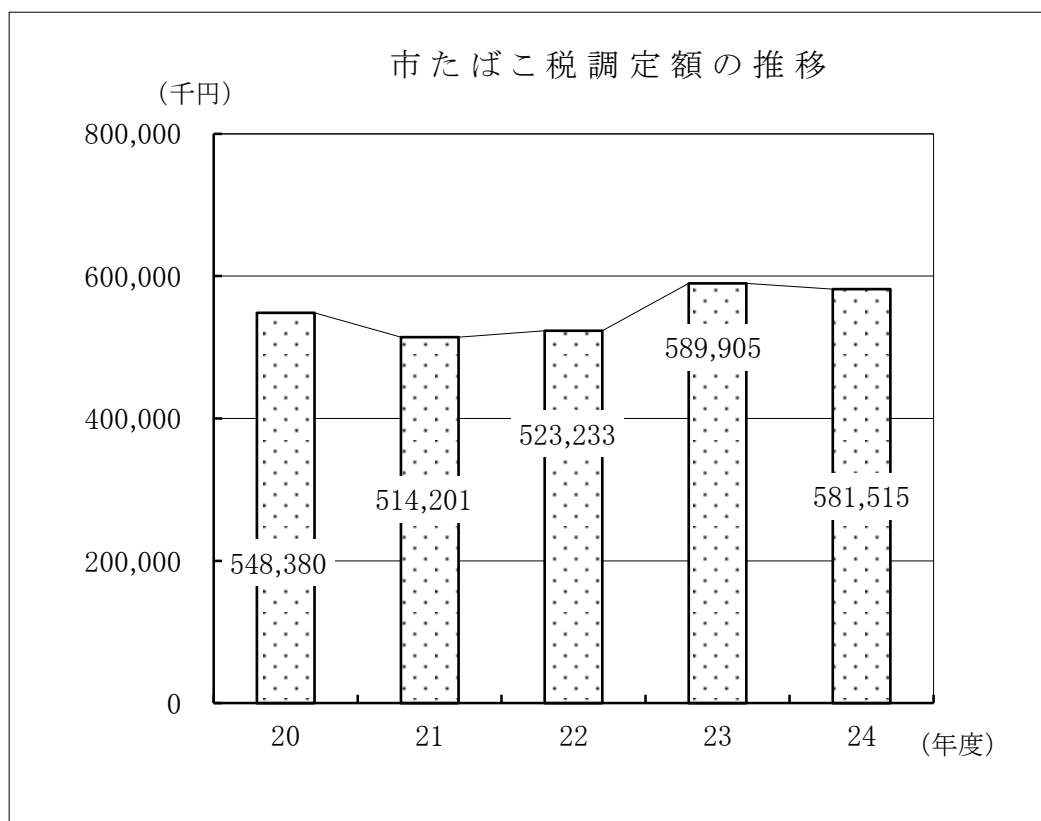
種別		年度		20		21		22		23		24		税率
		区分		台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	台数 (台)	調定額 (千円)	
原動機付自転車	50cc以下		4,775	4,775	4,702	4,702	4,578	4,578	4,478	4,478	4,353	4,353	1,000	
	90cc以下		335	402	337	404	290	348	290	348	283	340	1,200	
	125cc以下		398	637	450	720	544	870	607	971	650	1,040	1,600	
	ミニカー		48	120	50	125	51	128	53	133	54	135	2,500	
	小計		5,556	5,934	5,539	5,951	5,463	5,924	5,428	5,930	5,340	5,868		
軽自動車	二輪・二輪のけん引車		1,237	2,969	1,285	3,084	1,248	2,995	1,235	2,964	1,222	2,933	2,400	
	三輪		1	3	1	3	1	3	1	3	1	3	3,100	
	四輪	乗用	自家用	11,877	85,515	12,584	90,605	13,054	93,989	13,781	99,223	14,112	101,606	7,200
			営業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,500
		貨物	自家用	4,352	17,408	4,413	17,652	4,309	17,236	4,290	17,160	4,277	17,108	4,000
			営業用	209	627	204	612	194	582	190	570	183	549	3,000
	小計		17,676	106,522	18,487	111,956	18,806	114,805	19,497	119,920	19,795	122,199		
小型自動車 特殊車	農耕作業用		572	915	575	920	583	933	583	933	585	936	1,600	
	その他		149	700	135	634	139	653	140	658	136	639	4,700	
	小計		721	1,615	710	1,554	722	1,586	723	1,591	721	1,575		
二輪の小型自動車		1,130	4,520	1,158	4,632	1,181	4,724	1,197	4,788	1,204	4,816	4,000		
合計		25,083	118,591	25,894	124,093	26,172	127,039	26,845	132,229	27,060	134,458			
前年比		102.5	104.6	103.2	104.6	101.1	102.4	102.6	104.1	100.8	101.7			

(2) 軽自動車税課税客体数及び調定額の推移 (グラフ)



(3) 市たばこ税調定額及び売渡本数の推移

年度		20	21	22	23	24
区分	調定額（千円）	548,380	514,201	523,233	589,905	581,515
	対前年比（%）	96.0	93.8	101.8	112.7	98.6
区分	売渡本数（千本）	167,082	156,722	148,639	129,861	128,475
	旧3級品以外	165,549	155,182	146,061	125,827	123,623
	旧3級品	1,533	1,540	2,578	4,034	4,852
	対前年比（%）	96.0	93.8	94.8	87.4	98.9
税率	旧3級品以外	平成11年5月1日から平成15年6月31日まで	2,668 円 / 千本			
		平成15年7月1日から平成18年6月31日まで	2,977 円 / 千本			
		平成18年7月1日から平成22年9月30日まで	3,298 円 / 千本			
		平成22年10月1日から	4,618 円 / 千本			
	旧3級品	平成11年5月1日から平成15年6月31日まで	1,266 円 / 千本			
		平成15年7月1日から平成18年6月31日まで	1,412 円 / 千本			
		平成18年7月1日から平成22年9月30日まで	1,564 円 / 千本			
		平成22年10月1日から	2,190 円 / 千本			



5. 徵 收

(1) 年度別市税決算額

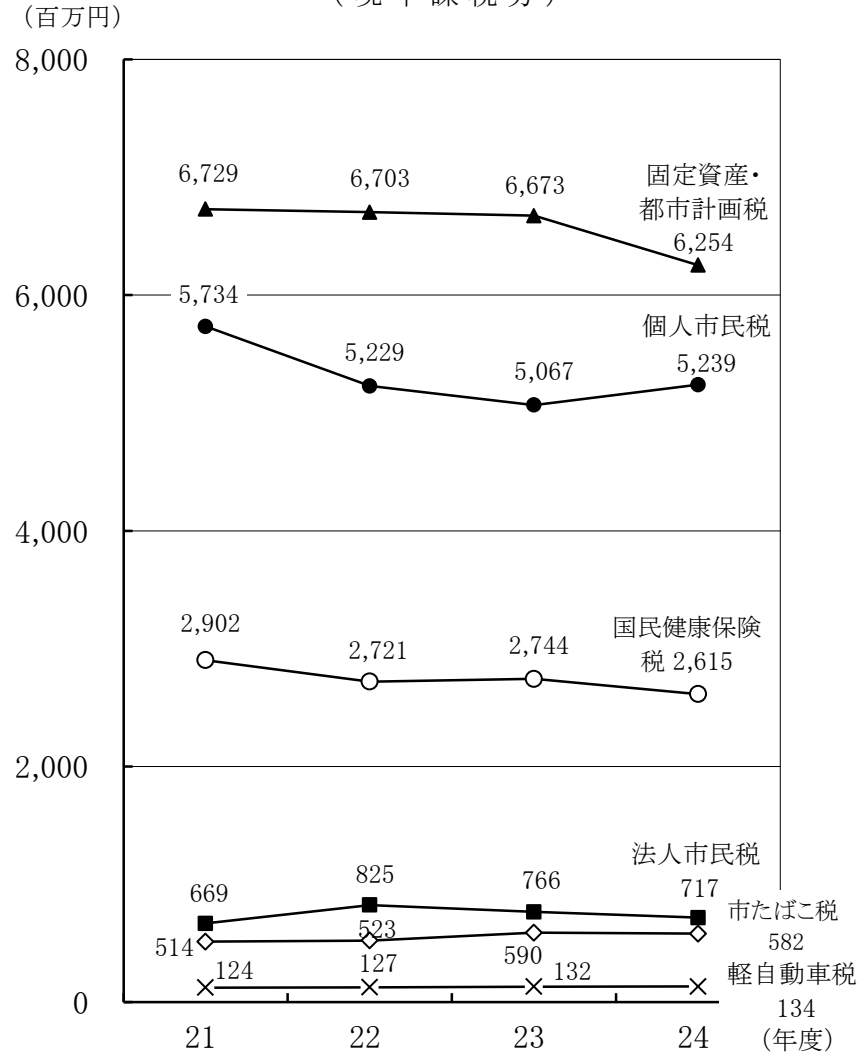
税目		21			22			23			24		
		調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)	調定額 (千円)	収入済額 (千円)	収入率 (%)
市民税	個人	5,733,546	5,520,181	96.3	5,229,051	5,053,889	96.7	5,067,158	4,927,039	97.2	5,239,278	5,085,705	97.1
	法人	668,550	662,993	99.2	825,232	818,955	99.2	766,165	761,715	99.4	717,188	711,330	99.2
	計	6,402,096	6,183,174	96.6	6,054,283	5,872,844	97.0	5,833,323	5,688,754	97.5	5,956,466	5,797,035	97.3
固定資産税	固定資産税	6,016,406	5,897,870	98.0	5,995,706	5,884,238	98.1	5,969,210	5,829,380	97.7	5,595,017	5,493,062	98.2
	交付金及び 納付金	10,463	10,463	100.0	10,121	10,121	100.0	10,121	10,121	100.0	9,169	9,169	100.0
	計	6,026,869	5,908,333	98.0	6,005,827	5,894,359	98.1	5,979,331	5,839,501	97.7	5,604,186	5,502,231	98.2
軽自動車税		124,094	119,836	96.6	127,039	122,851	96.7	132,229	128,358	97.1	134,458	130,539	97.1
市たばこ税		514,201	514,201	100.0	523,233	523,233	100.0	589,906	589,906	100.0	581,515	581,515	100.0
特別土地保有税		0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
都市計画税		702,486	688,646	98.0	697,036	684,077	98.1	693,202	677,022	97.7	649,604	637,765	98.2
小計		13,769,746	13,414,190	97.4	13,407,418	13,097,364	97.7	13,227,991	12,923,541	97.7	12,926,229	12,649,085	97.9
滞納繰越分		1,543,134	212,202	13.8	1,598,224	270,847	16.9	1,455,094	239,099	16.4	1,427,388	225,753	15.8
合計		15,312,880	13,626,392	89.0	15,005,642	13,368,211	89.1	14,683,085	13,162,640	89.6	14,353,617	12,874,838	89.7
国民健康保険税		2,902,172	2,452,038	84.5	2,720,897	2,345,615	86.2	2,744,470	2,378,237	86.7	2,615,166	2,281,288	87.2
滞納繰越分		1,951,489	255,966	13.1	2,065,887	260,780	12.6	2,046,243	229,066	11.2	2,065,507	246,521	11.9
合計		4,853,661	2,708,004	55.8	4,786,784	2,606,395	54.4	4,790,713	2,607,303	54.4	4,680,673	2,527,809	54.0

※ 「調定額」

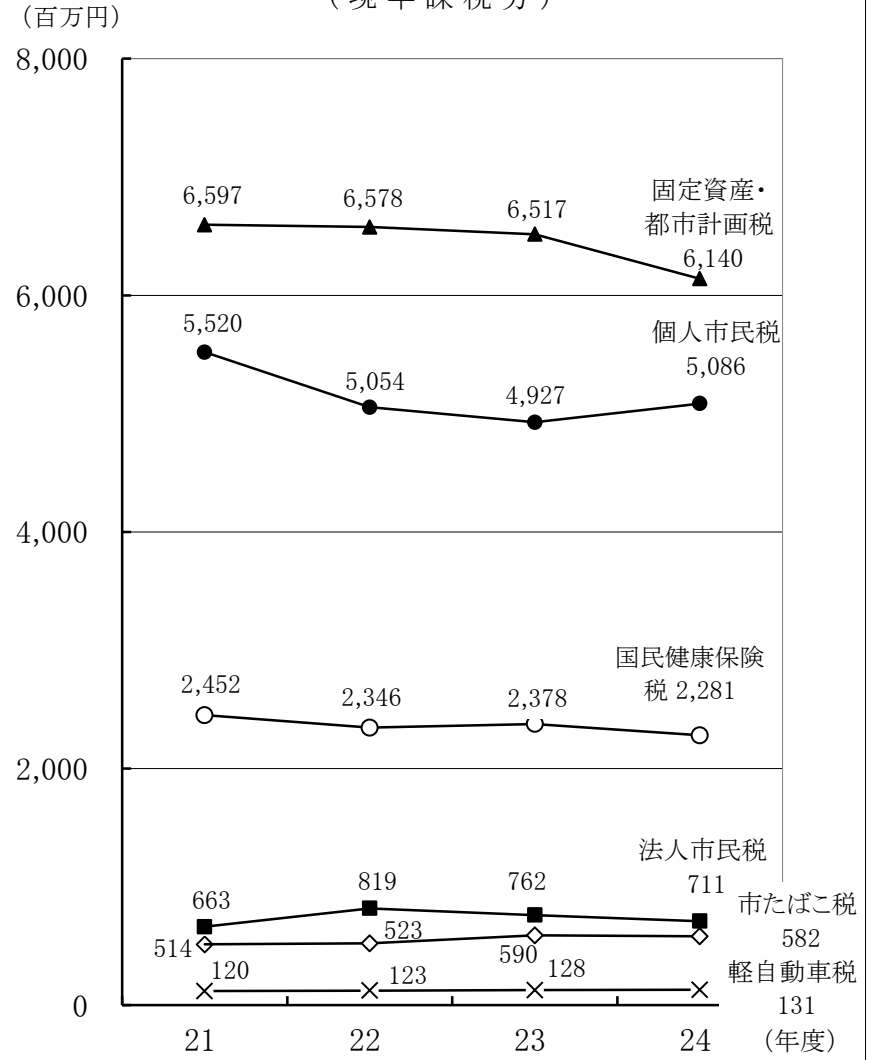
各税目ごとに課税を決定した金額

(2) 各税目の調定額及び収入済額の推移

各税目の調定額の推移
(現年課税分)

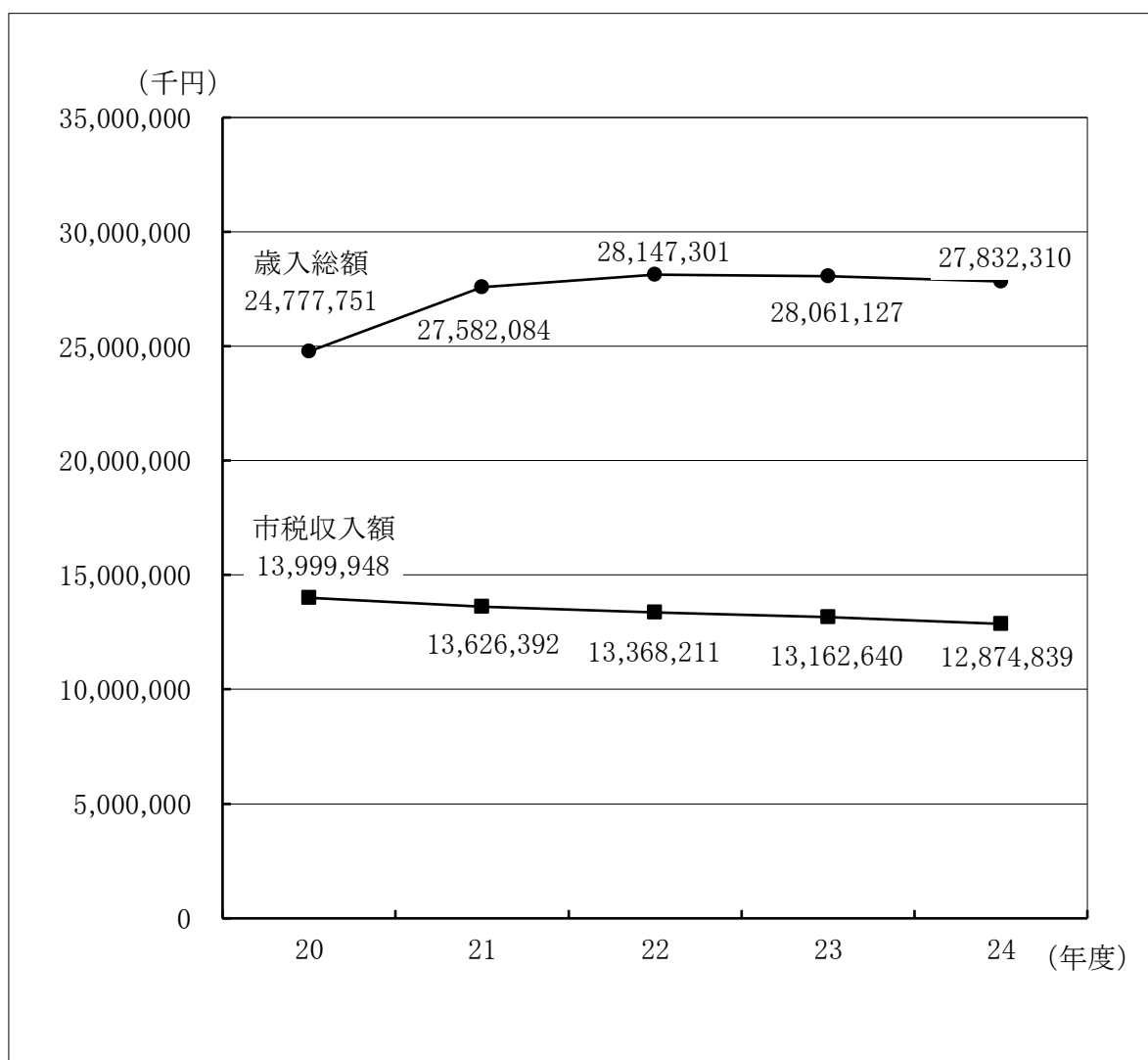


各税目の収入済額の推移
(現年課税分)



(3) 一般会計歳入総額と市税収入額の推移

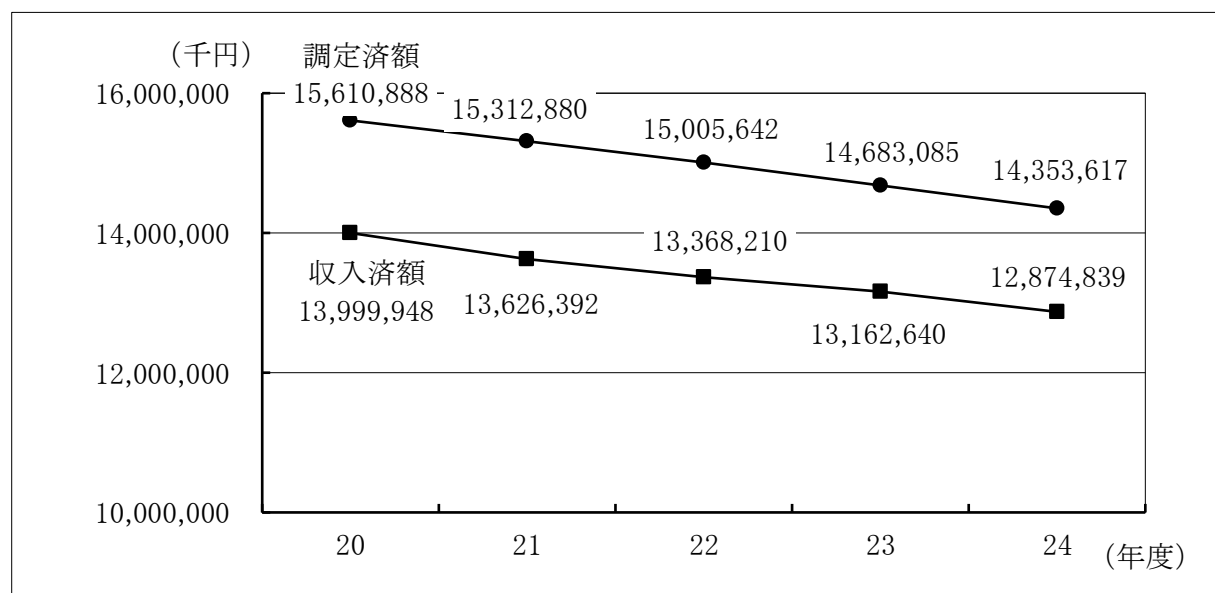
年度 区分	20	21	22	23	24
歳入総額 (A) (千円)	24,777,751	27,582,084	28,147,301	28,061,127	27,832,310
市税収入額 (B) (千円)	13,999,948	13,626,392	13,368,211	13,162,640	12,874,839
歳入総額に占める市税の割合 (B/A) (%)	56.5	49.4	47.5	46.9	46.3



(4) 市税調定額及び徴収率等一覧表

区 分 \ 年 度		20	21	22	23	24
調定済額	現年度課税分 A (千円)	14,100,234	13,769,746	13,407,418	13,227,991	12,926,229
	滞納繰越分 B (千円)	1,510,654	1,543,134	1,598,224	1,455,094	1,427,388
	合 計 C (千円)	15,610,888	15,312,880	15,005,642	14,683,085	14,353,617
	Cのうち徴収猶予 D (千円)	0	0	0	0	0
	Dのうち現年度課税分 (千円)	0	0	0	0	0
収入済額	現年度課税分 E (千円)	13,738,911	13,414,190	13,097,363	12,923,541	12,649,086
	滞納繰越分 F (千円)	261,037	212,202	270,847	239,099	225,753
	合 計 G (千円)	13,999,948	13,626,392	13,368,210	13,162,640	12,874,839
不納欠損額 H (千円)		66,043	86,706	180,828	91,499	95,230
収入未済額 (C-G-H) I (千円)		1,544,897	1,599,782	1,456,604	1,428,946	1,383,548
徴収率	現年度課税分 (E/A) (%)	97.4	97.4	97.7	97.7	97.9
	滞納繰越分 (F/B) (%)	17.3	13.8	16.9	16.4	15.8
	合 計 (G/C) (%)	89.7	89.0	89.1	89.6	89.7

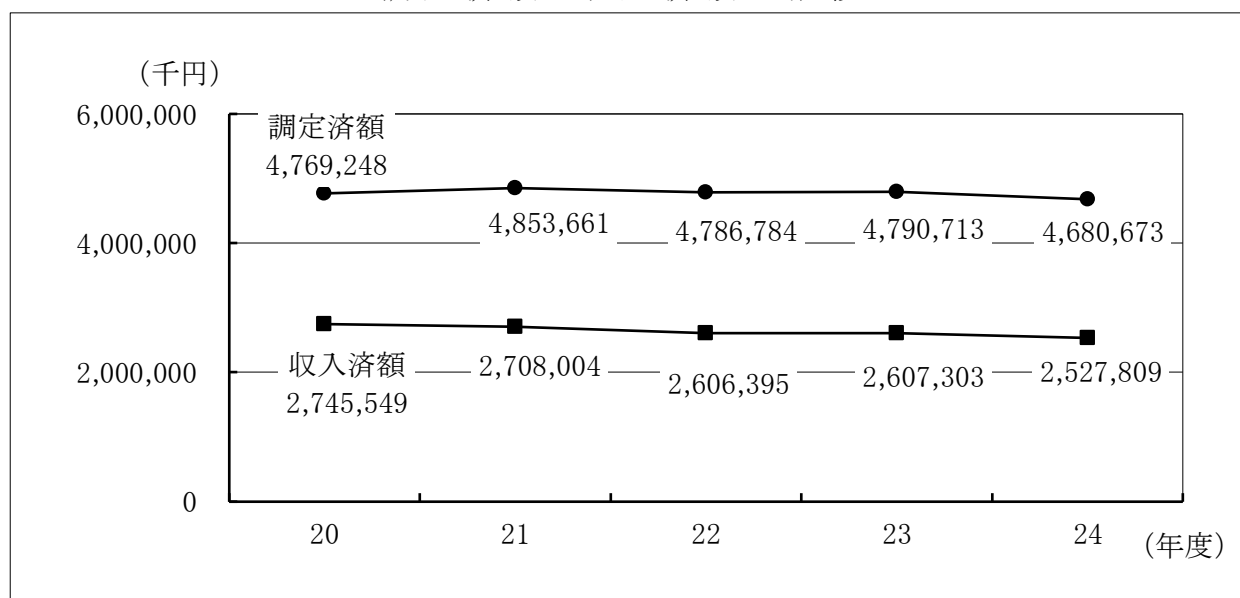
調定済額と収入済額の推移



(5) 国民健康保険税調定額及び徴収率等一覧表

区分 \ 年度		20	21	22	23	24
調定済額	現年度課税分 A (千円)	2,893,712	2,902,172	2,720,897	2,744,470	2,615,166
	滞納繰越分 B (千円)	1,875,536	1,951,489	2,065,887	2,046,243	2,065,507
	合計 C (千円)	4,769,248	4,853,661	4,786,784	4,790,713	4,680,673
収入済額	現年度課税分 D (千円)	2,455,229	2,452,038	2,345,615	2,378,237	2,281,288
	滞納繰越分 E (千円)	290,320	255,966	260,780	229,066	246,521
	合計 F (千円)	2,745,549	2,708,004	2,606,395	2,607,303	2,527,809
不納欠損額 G (千円)		59,171	63,837	120,087	104,063	226,614
収入未済額 (C-F-G) H (千円)		1,964,528	2,081,820	2,060,302	2,079,347	1,926,250
徴収率	現年度課税分 (D/A) (%)	84.8	84.5	86.2	86.7	87.2
	滞納繰越分 (E/B) (%)	15.5	13.1	12.6	11.2	11.9
	合計 (F/C) (%)	57.6	55.8	54.4	54.4	54.0

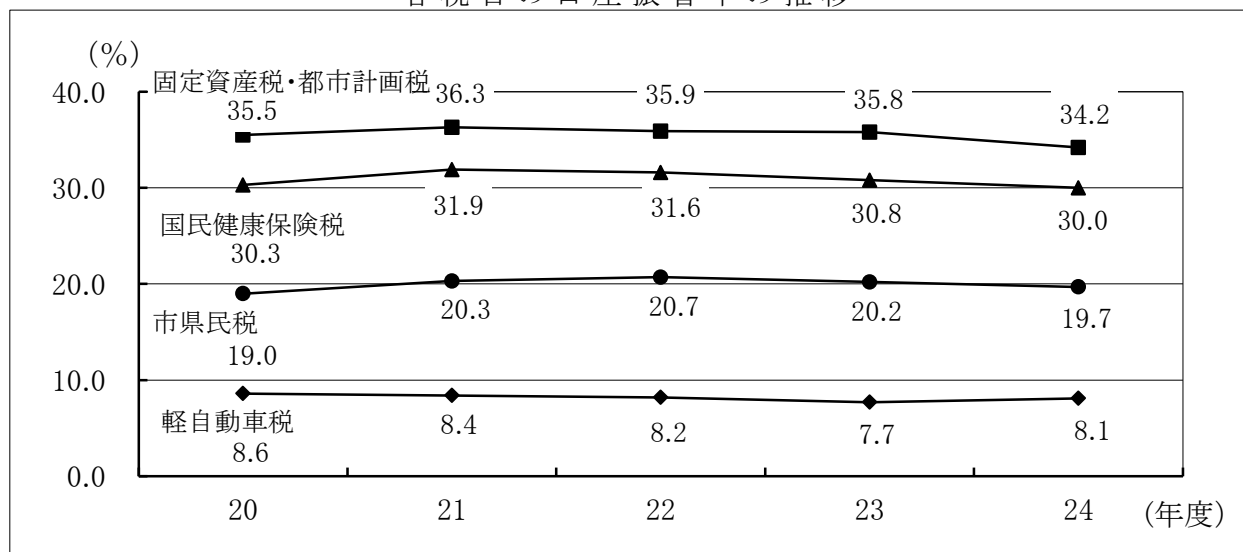
調定済額と収入済額の推移



(6) 口座振替利用状況

区分	税目	年度				
		20	21	22	23	24
納税義務者 (人)	市 県 民 税	26,350	19,843	18,238	17,799	19,722
	固定資産税・都市計画税	33,987	34,514	35,162	35,487	36,752
	軽自動車税	25,081	25,867	26,172	26,843	27,060
	国民健康保険税	13,889	14,091	14,079	13,145	14,075
	合 計	99,307	94,315	93,651	93,274	97,609
振替件数 (件)	市 県 民 税	5,007	4,029	3,775	3,602	3,885
	固定資産税・都市計画税	12,065	12,544	12,623	12,687	12,579
	軽自動車税	2,164	2,162	2,146	2,062	2,192
	国民健康保険税	4,209	4,498	4,448	4,053	4,227
	合 計	23,445	23,233	22,992	22,404	22,883
振替加入率 (%)	市 県 民 税	19.0	20.3	20.7	20.2	19.7
	固定資産税・都市計画税	35.5	36.3	35.9	35.8	34.2
	軽自動車税	8.6	8.4	8.2	7.7	8.1
	国民健康保険税	30.3	31.9	31.6	30.8	30.0
	合 計	23.6	24.6	24.6	24.0	23.4

各税目の口座振替率の推移



(7) コンビニ収納状況

区分		年度				
		20	21	22	23	24
市・県民税	件数 (件)	13,662	15,294	16,962	18,085	18,516
	金額 (千円)	344,133	378,325	351,273	395,750	422,322
固定資産税・都市計画税	件数 (件)	14,119	15,850	17,465	22,211	24,017
	金額 (千円)	255,374	279,307	338,624	416,094	421,195
軽自動車税	件数 (件)	7,157	8,225	9,179	9,778	10,661
	金額 (千円)	35,201	40,909	46,013	49,636	54,583
国民健康保険税	件数 (件)	14,606	18,317	19,465	21,728	23,132
	金額 (千円)	247,884	306,789	316,886	329,761	324,646
合計	件数 (件)	49,544	57,686	63,071	71,802	76,326
	金額 (千円)	882,592	1,005,330	1,052,796	1,191,241	1,222,746

(8) 年度別差押財産状況の内訳

区分		年度				
		20	21	22	23	24
動産または電話債券	件数 (件)	1	0	0	1	1
	税額 (千円)	3,607	0	0	168	60
債権	件数 (件)	192	325	423	658	328
	税額 (千円)	464,724	177,891	584,305	335,037	287,952
不動産	件数 (件)	42	23	14	12	7
	税額 (千円)	73,934	25,499	21,953	3,717	3,018
合計	件数 (件)	235	348	437	671	336
	税額 (千円)	542,265	203,390	606,258	338,922	291,030

※平成19年度より参加差押を含まない。

(9) 督促状発付状況

種別	年度 区分	21			22			23			24						
		期	納税 義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税 義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税 義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)	期	納税 義務者 (人)	発付数 (件)	発付率 (%)
市県民税		1	25,258	5,392	21.3	1	20,544	4,761	23.2	1	20,073	4,793	23.9	1	19,381	4,135	21.3
		2	22,473	5,442	24.2	2	17,940	4,471	24.9	2	17,606	4,443	25.2	2	17,004	3,766	22.1
		3	19,377	5,917	30.5	3	17,907	4,977	27.8	3	17,484	4,554	26.0	3	16,951	4,004	23.6
		4	19,843	5,557	28.0	4	18,217	4,568	25.1	4	17,799	4,380	24.6	4	17,175	3,920	22.8
		計	86,951	22,308	25.7	計	74,608	18,777	25.2	計	72,962	18,170	24.9	計	70,511	15,825	22.4
固定資産税 都市計画税		1	35,205	4,181	11.9	1	35,949	4,089	11.4	1	36,201	3,883	10.7	1	36,581	3,624	9.9
		2	34,504	4,048	11.7	2	35,155	4,687	13.3	2	35,471	4,579	12.9	2	35,778	3,630	10.1
		3	34,514	3,585	10.4	3	35,162	3,717	10.6	3	35,487	3,583	10.1	3	35,779	3,178	8.9
		4	34,514	4,095	11.9	4	35,159	3,829	10.9	4	35,483	3,723	10.5	4	35,774	3,298	9.2
		計	138,737	15,909	11.5	計	141,425	16,322	11.5	計	142,642	15,768	11.1	計	143,912	13,730	9.5
軽自動車税		全	25,867	4,841	18.7	全	26,162	4,248	16.2	全	26,843	4,075	15.2	全	27,060	4,183	15.5
国民健康 保険税		1	14,709	4,123	28.0	1	14,785	4,137	28.0	1	14,213	4,106	28.9	1	15,188	3,541	23.3
		2	14,695	4,077	27.7	2	14,810	3,967	26.8	2	14,126	3,945	27.9	2	15,124	3,465	22.9
		3	14,679	4,042	27.5	3	14,726	4,012	27.2	3	14,036	3,958	28.2	3	15,030	3,530	23.5
		4	14,103	4,110	29.1	4	14,017	3,946	28.2	4	13,324	3,757	28.2	4	14,156	3,251	23.0
		5	14,110	3,819	27.1	5	13,964	3,640	26.1	5	13,308	3,722	28.0	5	14,221	3,286	23.1
		6	14,116	3,784	26.8	6	13,988	3,702	26.5	6	13,309	3,601	27.1	6	14,166	3,185	22.5
		7	13,980	3,844	27.5	7	13,908	3,713	26.7	7	13,196	3,633	27.5	7	14,103	3,174	22.5
		8	13,998	3,908	27.9	8	13,906	3,665	26.4	8	13,155	3,629	27.6	8	14,063	3,143	22.3
		9	14,091	3,629	25.8	9	13,894	3,562	25.6	9	13,145	3,672	27.9	9	14,075	3,136	22.3
		計	128,481	35,336	27.5	計	127,998	34,344	26.8	計	121,812	34,023	27.9	計	130,126	29,711	22.8

6. そ の 他

(1) 市税の税率及び納期等の一覧表

(平成25年7月1日現在)

税目		課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)		納期限 (平成25年度)																																		
市 民 税	個人	(課税客体) ○個人の所得 (納税義務者) ○市内に住所を有する個人 ○市内に事務所、事業所又は 家屋敷を有する個人で、市 内に住所を有しない者	均等割	<table border="1"> <tr> <td>市 民 税</td> <td>県 民 税</td> </tr> <tr> <td>年額 3,000 円</td> <td>年額 1,000 円</td> </tr> </table>	市 民 税	県 民 税	年額 3,000 円	年額 1,000 円	(普通徴収) 第1期 7月1日 第3期 10月31日 第2期 9月2日 第4期 1月31日																														
			市 民 税	県 民 税																																			
	年額 3,000 円	年額 1,000 円																																					
所得割	<table border="1"> <tr> <td>市 民 税</td> <td>県 民 税</td> </tr> <tr> <td>6 %</td> <td>4 %</td> </tr> </table>	市 民 税	県 民 税	6 %	4 %	(特別徴収) 6月から翌年5月までの給与から納付 (事業所は翌月10日までに納付)																																	
市 民 税	県 民 税																																						
6 %	4 %																																						
法人	(課税客体) ○法人の法人税額 (納税義務者) ○市内に事務所、事業所を有 する法人 ○市内に寮等を有する法人 で市内に事務所、事業所 を有しないもの及び市内に 事業所又は寮等を有する 法人でない社団又は財団 で代表者又は管理人の定 めのあるもの	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法 人 等 の 区 分</th> <th>市内従業者</th> <th>税額(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">資 本</td> <td>50億円を超える法人</td> <td>50人超</td> <td>3,000,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え 50億円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">金 等</td> <td>10億円を超える法人</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え 10億円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">の 額</td> <td>1億円を超え 10億円以下の法人</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え 1億円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え 1億円以下の法人</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下の法人</td> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外の法人</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	法 人 等 の 区 分		市内従業者	税額(年額)	資 本	50億円を超える法人	50人超	3,000,000円	10億円を超え 50億円以下の法人	50人超	1,750,000円	金 等	10億円を超える法人	50人以下	410,000円	1億円を超え 10億円以下の法人	50人超	400,000円	の 額	1億円を超え 10億円以下の法人	50人以下	160,000円	1千万円を超え 1億円以下の法人	50人超	150,000円	1千万円を超え 1億円以下の法人	50人以下	130,000円	1千万円以下の法人	50人超	120,000円		上記以外の法人	50人以下	50,000円	原則として、事業年度終了後2か月以内に申告納付
法 人 等 の 区 分		市内従業者	税額(年額)																																				
資 本	50億円を超える法人	50人超	3,000,000円																																				
	10億円を超え 50億円以下の法人	50人超	1,750,000円																																				
金 等	10億円を超える法人	50人以下	410,000円																																				
	1億円を超え 10億円以下の法人	50人超	400,000円																																				
の 額	1億円を超え 10億円以下の法人	50人以下	160,000円																																				
	1千万円を超え 1億円以下の法人	50人超	150,000円																																				
	1千万円を超え 1億円以下の法人	50人以下	130,000円																																				
	1千万円以下の法人	50人超	120,000円																																				
	上記以外の法人	50人以下	50,000円																																				
法人税割	<table border="1"> <tr> <td>資本金等の額が1億円を超える法人又は 法人税額が年400万円を超える法人</td> <td>14.7%</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人</td> <td>12.3%</td> </tr> </table>	資本金等の額が1億円を超える法人又は 法人税額が年400万円を超える法人	14.7%	上記以外の法人	12.3%																																		
資本金等の額が1億円を超える法人又は 法人税額が年400万円を超える法人	14.7%																																						
上記以外の法人	12.3%																																						
固定資産税	(課税客体) ○土地、家屋及び償却資産 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者	<table border="1"> <tr> <td>土 地</td> <td rowspan="2">1.4%</td> </tr> <tr> <td>家 屋</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td></td> </tr> </table>	土 地	1.4%	家 屋	償却資産		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">免 税 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土 地</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>家 屋</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>償却資産</td> <td>1,500,000円</td> </tr> </tbody> </table>	免 税 点		土 地	300,000円	家 屋	200,000円	償却資産	1,500,000円	第1期 5月31日 第2期 7月31日 第3期 12月25日 第4期 2月28日																						
土 地	1.4%																																						
家 屋																																							
償却資産																																							
免 税 点																																							
土 地	300,000円																																						
家 屋	200,000円																																						
償却資産	1,500,000円																																						
都市計画税	(課税客体) ○市街化区域内の土地及び家屋 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者	<table border="1"> <tr> <td>土 地</td> <td rowspan="2">0.2%</td> </tr> <tr> <td>家 屋</td> </tr> </table>	土 地	0.2%	家 屋																																		
土 地	0.2%																																						
家 屋																																							

(1) 市税の税率及び納期等の一覧表

(平成25年7月1日現在)

税目	課税客体・納税義務者	内 容 (税率等)	納期限(平成25年度)																																													
軽自動車税	(課税客体) ○原動機付自転車 ○軽自動車 ○小型特殊自動車 ○二輪の小型自動車 (納税義務者) ○上記課税客体の所有者等	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 別</th> <th>年 税 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">原動機付自転車</td> <td>50cc以下のもの</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>50ccを超え 90cc以下のもの</td> <td>1,200 円</td> </tr> <tr> <td>90ccを超え 125cc以下のもの</td> <td>1,600 円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー</td> <td>2,500 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">軽自動車</td> <td colspan="2">二輪のもの(側車付を含む)</td> <td rowspan="2">2,400 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪のけん引車(ボートトレーラー等)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">三輪のもの</td> <td>3,100 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪以上のもの</td> <td rowspan="2">乗 用</td> <td>営業用</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>7,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,000 円</td> </tr> <tr> <td>自家用</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">専ら雪上を走行するもの</td> <td>2,400 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">小型特殊自動車</td> <td colspan="2">農耕作業用のもの</td> <td>1,600 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他のもの</td> <td>4,700 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">二輪の小型自動車</td> <td>4,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	種 別		年 税 額	原動機付自転車	50cc以下のもの	1,000 円	50ccを超え 90cc以下のもの	1,200 円	90ccを超え 125cc以下のもの	1,600 円	ミニカー	2,500 円	軽自動車	二輪のもの(側車付を含む)		2,400 円	二輪のけん引車(ボートトレーラー等)		三輪のもの		3,100 円	四輪以上のもの	乗 用	営業用	5,500 円	自家用	7,200 円	貨物用	営業用	3,000 円	自家用	4,000 円	専ら雪上を走行するもの		2,400 円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの		1,600 円	その他のもの		4,700 円	二輪の小型自動車		4,000 円	全 期 5月31日
種 別		年 税 額																																														
原動機付自転車	50cc以下のもの	1,000 円																																														
	50ccを超え 90cc以下のもの	1,200 円																																														
	90ccを超え 125cc以下のもの	1,600 円																																														
	ミニカー	2,500 円																																														
軽自動車	二輪のもの(側車付を含む)		2,400 円																																													
	二輪のけん引車(ボートトレーラー等)																																															
	三輪のもの		3,100 円																																													
	四輪以上のもの	乗 用	営業用	5,500 円																																												
			自家用	7,200 円																																												
		貨物用	営業用	3,000 円																																												
			自家用	4,000 円																																												
専ら雪上を走行するもの		2,400 円																																														
小型特殊自動車	農耕作業用のもの		1,600 円																																													
	その他のもの		4,700 円																																													
二輪の小型自動車		4,000 円																																														
市たばこ税	(納税義務者) ○卸売業者	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年3月31日まで</th> <th>平成25年4月1日から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧3級品以外の紙巻たばこ</td> <td>4,618 円 / 1,000 本</td> <td>5,262 円 / 1,000 本</td> </tr> <tr> <td>旧3級品の紙巻たばこ</td> <td>2,190 円 / 1,000 本</td> <td>2,495 円 / 1,000 本</td> </tr> </tbody> </table>		平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から	旧3級品以外の紙巻たばこ	4,618 円 / 1,000 本	5,262 円 / 1,000 本	旧3級品の紙巻たばこ	2,190 円 / 1,000 本	2,495 円 / 1,000 本	当月分を翌月末までに申告納付																																				
	平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から																																														
旧3級品以外の紙巻たばこ	4,618 円 / 1,000 本	5,262 円 / 1,000 本																																														
旧3級品の紙巻たばこ	2,190 円 / 1,000 本	2,495 円 / 1,000 本																																														
国民健康保険税	(課税客体) ○国民健康保険の被保険者の所得 ○国民健康保険の被保険者数 (納税義務者) ○国民健康保険の被保険者である世帯主 ○国民健康保険の被保険者のいる世帯の世帯主	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>所得割</th> <th>均等割</th> <th>年間限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療保険分</td> <td>7.8%</td> <td>24,500 円</td> <td>510,000 円</td> </tr> <tr> <td>後期高齢者支援分</td> <td>1.7%</td> <td>4,500 円</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td>介護納付金分</td> <td>1.4%</td> <td>10,000 円</td> <td>110,000 円</td> </tr> </tbody> </table>		所得割	均等割	年間限度額	医療保険分	7.8%	24,500 円	510,000 円	後期高齢者支援分	1.7%	4,500 円	130,000 円	介護納付金分	1.4%	10,000 円	110,000 円	第1期 7月31日 第2期 9月 2日 第3期 9月30日 第4期 10月31日 第5期 12月 2日 第6期 12月25日 第7期 1月31日 第8期 2月28日 第9期 3月31日																													
	所得割	均等割	年間限度額																																													
医療保険分	7.8%	24,500 円	510,000 円																																													
後期高齢者支援分	1.7%	4,500 円	130,000 円																																													
介護納付金分	1.4%	10,000 円	110,000 円																																													